

令和6年度武蔵野市男女平等推進審議会評価(令和5年度実績分)

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1	男女平等の意識づくり	○
施策(1)	男女平等の意識啓発(★)	○

男女平等推進審議会の講評	
・武蔵野地域自由大学正規科目でジェンダーに関する講座を実施したほか、男女平等推進センター企画運営委員会との協働で講座等を実施し、男女平等意識の醸成を図った。 ・男女共同参画週間事業は、男女平等推進センター企画運営委員会との協働により、講演会や講座、団体公募企画、パネル展等を男女共同参画フォーラムとして実施した。 ・国際的理解を深める取組として、フォーラムのパネル展示で意識啓発を行った。 ・女性に関する暴力をなくす運動に合わせ、図書館3館で特設展示を行った。 ・男女平等推進情報誌「まなこ」を3回発行した。市報等で広したほか、講座やパネル展等の機会に、まなこを配架するなど認知度向上に努めた。	

		評価
基本施策2	男女平等教育の推進	○
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	○

男女平等推進審議会の講評	
・男女平等教育の推進については、道徳科や学級活動等において、子どもの権利条例に基いた人権尊重や男女平等について取り上げた授業を推進した。 ・人権教育の充実を図る研修の実施については、子どもの権利条例や学校における男女共同参画推進のための教員研修プログラム等を紹介し、研鑽を深めた。 ・小学校高学年の総合的な学習の時間でキャリア教育について取り上げ、様々な分野で活躍する職業人を男女問わず招聘して体験談等を聞いたほか、中学校2年で行う職業体験学習で女性が活躍する職場を訪問した。 ・発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施について、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることの大切さに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。また、子どもが性犯罪や性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命の安全教育」を各校の実態に応じて取り組んだ。子どもたちが、昔よりも性に関する情報に多くさらされていることに留意しつつ、加害者にも●被害者にも、傍観者にもならない教育について取組の充実を図られたい。	

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策3	性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)	○
施策(1)	性の多様性に関する理解の促進(★)	○
施策(2)	性的マイノリティ等への支援(新規)	◎

男女平等推進審議会の講評	
施策(1)性の多様性に関する理解の促進 ・講座「トランスジェンダー入門」を開催し理解促進を図った。 ・人権週間に、多様な性に関する図書展示を市内3図書館で行い、意識啓発を図った。 ・「性の多様性理解のための職員ガイドブック」を研修や庁内掲示板を利用して全庁に周知した。 施策(2)性的マイノリティ等への支援 ・スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し個別的支援を行った。市人権教育推進委員会で、人権教育プログラムに記載されている「性自認」「性的指向」に関する内容についてとりあげ、教員の理解を深めた。 ・性的指向・性自認に関する「むさしのにじいろ相談」を実施し、電話や面談で相談を受け付けた。 ・パートナーシップ制度を着実に運用するとともに、制度利用者が活用できる施策等について、新たに対象となった事業を加えて東京都との協定覚書を更新する準備を行った。	

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策1	生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	○
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)	○
施策(2)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評	
施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 ・子ども子育て支援課は「子育て支援情報誌すくすく」にワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画を推進する都の事業を掲載した。男女平等推進センターでは、情報コーナーの季節がわりのテーマコーナーでワーク・ライフ・バランスをテーマとする関連図書展示を行った。人事課は管理職マネジメント力向上研修を実施した。産業振興課は、第三期産業振興計画の策定過程において、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを計画内に位置付けた。 ・男女平等推進センターでは、「まなこ」118号で「学び続ける」を特集し、仕事、家庭、学ぶことを両立している事例を紹介し、意識啓発を図った。 ・育児は親だけではなく、子どもを持たない人たちを含めて●地域社会で支えていく必要がある。そのような視点での意識啓発もできると良い。	
施策(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進 ・子ども子育て支援課では子育てひろばで父親が参加しやすいプログラムを設けた。児童青少年課では中高生リーダー養成講座において、子どもとの接し方の講座を配信し男子生徒の参加を促した。健康課では初妊婦とパートナーが参加するこのとり学級を実施し、父親同士のグループワークやひろばへの参加を促した。 ・高齢者支援課では講座等を実施した。 ・男女平等推進センターでは情報コーナーの季節がわりのテーマコーナーでワーク・ライフ・バランスをテーマとする関連図書展示を行った。 ・地域支援課はお父さんお帰りがささいパーティー、お父さんお帰りがささいサロンを実施した。高齢者支援課ではシニアのためのレシピの発行や、レシピ動画のホームページ掲載を行った。児童青少年課はむさしのジャンボリー等地域行事への男性の参加を呼び掛けた。生涯学習スポーツ課では大人のための生涯学習ガイドを発行し情報提供を行った。	

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(1)	地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組	○

男女平等推進審議会の講評	
施策(1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進 ・管財課では総合評価方式で入札を行い請負業者を決定した。 ・産業振興課は、第三期産業振興計画の策定過程において、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを計画内に位置付けた。男女平等推進センターでは、「まなこ」120号で両立支援に積極的な企業を特集することとし、取材等を行った。 ・産業振興課では育児・介護休業制度の企業への普及の促進について、関係機関のチラシ配架・配布、市報・ホームページでの情報掲載を行った。 施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組 ・人事課では会計年度任用職員の産前産後休暇等を有給とした。また、出産予定報告書を提出した男性職員や入庁3年目研修時に「出産子育てハンドブック」を活用して制度の案内を行った。育児休業等取得者懇談会について対象となる男性職員に案内を行った。 ・部署ごとの年休取得状況を管理職に通知し、有給取得促進を図った。超過勤務が月45時間を超える職員の所属長に「対応策届出書」を求め、状況や要因の把握を行った。また、特例業務の検証等を行った。 ・超過勤務が多い状況は続いているので、抜本的な業務の見直しや、部署や時期、個人による超過勤務の不均衡解消にも取り組まれない。 ・土日に勤務があることは完全にはなくせない。あることを前提としつつどのような取り組みができるのか考えるべきである。●例えば、休日出勤時に利用できる保育制度があったり、●代休を確実に取得できる体制があれば子育て中の人には大きな助けになる。 ・働き方の見直し促進について、育児休業取得者懇談会の実施したほか、テレワークの対象を全庁に拡大して実証実験を行った。不妊治療と仕事の両立に向け、不妊症・不育症に係る検査、治療等も病気休暇扱いとすることを可能とした。	

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策3	子育て及び介護支援の充実	○
施策(1)	子育て支援施策の充実(★)	◎
施策(2)	介護支援施策の充実	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)子育て支援施策の充実

- ・子ども子育て支援課では、新たな子育て支援拠点施設を境南町に開設した。地域の子育て支援者の養成講座などを行った。
- ・子ども育成課では、アウトリーチ型子育て支援事業や、病児病後児保育室での預かり保育を支援した。保育所の定員に余裕が生じたため、保育所整備は一時休止した。
- 待機児童はゼロだが、保育所の定員の余裕は、年代により偏りがあるなど、課題もある。余裕がある年代の定員を減らし、余裕がない年代の定員を増やすなど、柔軟に対応ができるとよいのではないかと。また、宿舍借り上げなど、保育士の確保のために行っているさまざまな支援は評価できる。
- 休日出勤時に利用できる保育制度が整備されれば子育て中の人には大きな助けになる。
- ・児童青少年課では、地域こども館で館長を中心に各種イベントの運営等を行ったほか、アドバイザーを派遣し職員のスキルアップを図った。
- ・子ども家庭支援センターでは、地域の子育て支援者の養成講座等を実施した。ファミリー・サポートセンター事業について会員のスキルアップを図ったほかアウトリーチやオンラインを活用して事業広報や相談会等を行った。産前・産後ヘルパーの周知を行った。
- ・障害者福祉課では、障害児の放課後対策について周知を行った。

施策(2)介護支援施策の充実

- ・地域支援課では地域包括ケア人材育成センターで人材確保・養成事業を推進した。めオンラインを活用し、人材の育成を推進した。
- ・地域支援課では、市民セミナーとして在宅医療介護連携をテーマとした映画上映とワークショップを行った。障害者福祉課では在宅医療・介護連携推進協議会等で関係機関との連携を図った。
- ・高齢者支援課では各種職能事業所連絡会などで相談体制の案内をしたほか、事業所からの相談を受けた。
- ・高齢者支援課で認知症サポーター養成講座を現役世代が参加しやすい休日や夜間に実施した。また障害者福祉課では地域生活支援拠点等事業を開始した。
- ・高齢者支援課では介護の知識や対応方法が得られる講座等を実施した。

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策4	あらゆる分野における女性の活躍の推進	○
施策(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)	○
施策(2)	女性の再就職支援・起業支援	○
施策(3)	女性の地域活動・防災活動への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評	
施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の推進 ・市役所内の審議会等における女性委員割合の向上について、庁内推進会議で参画促進を依頼するとともに、各課あて事務連絡により啓発を図った。 ・女性委員が少ない会議体について、あて職で男性が多くなっている等、個別に事情はあると思われるが、公募委員で●女性を入れるなど工夫の余地もあるのではないかと。また、より根本的には、あて職とされている各種の責任ある職に女性がつけるような仕組みづくりが必要である。 ・人事課では産育休中の職員に通信教育の受講案内を行ったほか、育休復帰予定者に希望に応じてテレワーク端末を貸与した。育休中の職員にも昇任試験の受験機会を提供するため、個別に案内を行った。 ・女性活躍推進はリスクリングとワーク・ライフ・バランスの二つの視点を●合わせて考え、取り組みを進めると良い。自信をもって管理職を目指すことができるようになるに、●プレゼンテーションやディベートの研修を行うこともアイデアの一つである。 ・職員のライフステージの状況に応じて人事的な配慮をするなど、組織として人を育てることも大切である。	
施策(2)女性の再就職支援・起業支援 ・産業振興課では各団体と共催してセミナー、面接会を実施した。男女平等推進センターでは都ごとセンターの再就職講座等のチラシを配架し情報提供を行った。 ・産業振興課では、就労に関する情報提供のほか、創業について「むさしの創業・事業継承サポートネット」において個別相談等を行った。 ・市民活動推進課では、NPOに対し補助金を交付した。またクラウドファンディング活用事業補助金の活用促進のため、資金調達講座を開催した。 ・地域支援課では「地域包括ケア人材育成センター」において人材確保・養成事業を一体的に推進した。また、同センターのホームページにおいて求人情報を掲載した。	
施策(3)女性の地域活動・防災活動への参画促進 ・地域支援課では、地域福祉ファシリテーター養成講座を実施した。また、地域活動の概要を説明する「武蔵野地域活動はじめてセミナー」を実施した。 ・防災課では、災害時の女性の視点を盛り込んだ講話を実施した。女性の視点を取り入れた避難所運営の手引きを、会議や訓練の際に周知した。 ・防災会議は女性の委員を増やすよう工夫されたい。	

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策1	配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	○
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見(★)	◎
施策(2)	相談事業の充実(★)	○
施策(3)	安全の確保	○
施策(4)	自立支援	○
施策(5)	推進体制の整備	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)暴力の未然防止と早期発見

・子ども家庭支援センターでは関係課と連絡を取り配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努めた。健康課ではこころにちは赤ちゃん訪問を実施し乳児家庭の状況把握を行った。男女平等推進センターではデートDV講座を成蹊大学と共催し、男女平等推進センター企画運営委員会と協働で実施したほか啓発カードを成人式で配布した。「女性に対する暴力をなくす運動」期間に市民会館でのパネル展示や、各図書館での関連図書展示を行った。また「まなこ」で各相談窓口の周知を行った。

●子ども家庭支援センターは、子どもという切り口でも、女性という切り口でも総合的に支援ができるので、良い役割が果たせると思う。民間の団体との協働による支援について女性支援新法に盛り込まれた。新規に事業を立ち上げなくても、市や民間の既存の事業をつなげることで有効な支援ができるかも知れないので検討されたい。

また、一から新規に事業を立ち上げなくても、市や民間の既存の事業をつなげるなどの工夫をすることで、有効な支援ができるかもしれない。

●デートDV講座は内容が良い。成蹊大学以外の大学や高校でも授業として実施してもらえよう検討されたい。

施策(2)相談事業の充実

・男女平等推進センターでは、女性総合相談、女性法律相談を実施し、相談カードなどにより周知を行った。子ども家庭支援センターと男女平等推進センターで相談に関する情報共有、連携を行なった。また、庁内連絡会議で情報を共有し、関係課と相談・連携し支援を行った。

施策(3)安全の確保

・子ども家庭支援センターでは、東京都や警察等と連携し、被害者とその家族の安全を確保した。庁内連絡会、実務担当者会会議を開催し情報共有したほか、情報漏洩防止等の研修を行った。

・情報政策課では、住民情報系システムにより関係各課でDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行った。DV情報の共有と保護の重要性について資料により関係職員に周知を図った。

施策(4)自立支援

・子ども家庭支援センターでは、必要に応じて相談員による同行支援や連絡調整を行い、一貫した支援を行なうとともに、医療ケアが必要な被害者について、医療機関と連携して受診等の支援を行った。また関係機関と連携し、子どもの心理的援助を行った。

施策(5)推進体制の整備

・子ども家庭支援センターでは、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議を開催して情報共有及び情報漏洩の防止等の研修を行った。相談員は、東京都が実施する業務連絡会や研修に参加し、関係機関等との情報交換や連携、スキルの向上を図った。暴力被害者の自立を促進するための支援を行い、緊急時には各機関と連携して一時保護を行う等、安全確保に努めた。

・男女平等推進センターでは緊急性のある事案に関して子ども家庭支援センターと連携・情報共有を図った。

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策2	性に関するハラスメントやストーカー等への対策	○
施策(1)	性に関するハラスメントやストーカー等への対策	○

男女平等推進審議会の講評

・男女平等推進センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせDV防止のパネル展示を行ったほか、図書館では関連図書展示を実施した。また女性総合相談や女性法律相談を実施した。
・子ども家庭支援センターでは、警察と連携して被害者支援を行った。

		評価
基本施策3	特に困難な状況にある人への支援	◎
施策(1)	ひとり親家庭等への支援(★)	◎
施策(2)	高齢者・障害者の方への支援	◎

男女平等推進審議会の講評

施策(1)ひとり親家庭等への支援

・子ども家庭支援センターでは、ひとり親家庭の自立促進計画に基づき、体系的に相談・支援を行った。児童扶養手当、児童育成手当及び医療費助成等のほか、各種福祉資金の貸付を行ない経済的な支援を行った。就業訓練や就職活動時、就業時のホームヘルプサービスを行ない、総合的に自立支援を行ったほか、就職活動や資格取得を希望する方に自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等関係機関と連携して支援を行った。また、家庭訪問による学習・生活支援事業を実施した。

施策(2)高齢者・障害者の方への支援

・高齢者支援課では見守り・孤立支援ネットワーク連絡会議において消費者被害についても情報億巻を行った。障害者福祉課もこの会議に参加し情報交換、共有を図った。
・高齢者支援課では高齢者虐待防止研修を開催した。
・消費者被害防止に関して、消費生活センターでは消費生活相談、出前講座、各種媒体による啓発を行った。
安全対策課は特殊詐欺対策として自動通話録音機を250台購入し、市民へ無償貸与を行ったほか、ホワイトイーグルを機動的に配置するなど、被害防止の対策を実施した。
・障害者福祉課では、心のバリアフリーハンドブックを活用した出前講座等を実施し、周知啓発を図った。

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策4	女性の生涯にわたる健康施策の推進	○
施策(1)	各種健康診断の充実	◎
施策(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	○

男女平等推進審議会の講評	
施策(1)各種健康診断の充実 ・健康課で、女性のための3がんセット検診を託児付きで9回、なしで5回実施した。 ・産後ケア事業は新規に市内で2施設が事業を開始した。申請の要件緩和や、Web申請の環境を整備するなど拡充を図った。 ・性感染症、薬物乱用などの防止について啓発品や資料の配布等を行った。 ・骨粗しょう症検診と健康講座(骨粗しょう症)の開始に合わせて勧奨通知を送付した。 施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 ・男女平等推進センターでは、講座「CHOICE自分で選びとるための「性」の知識」を開催し啓発を図った。 ・発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施については、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。子どもが性犯罪や性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命の安全教育」を行った。	

基本目標Ⅳ 男女平等参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策1 計画推進体制の整備・強化		○
施策(1)	「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進	○
施策(2)	市民参加による男女平等の推進	○
施策(3)	庁内推進体制の整備	○
施策(4)	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)	○
施策(5)	男女平等推進情報誌等の発行と周知	○

男女平等推進審議会の講評	
施策(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進 ・男女平等の推進に関する条例のワークブックを市立小中学校の養護教諭の研修時に配布して活用する等、条例の理解の促進を図った。 施策(2)市民参加による男女平等の推進 ・男女平等推進登録団体に活動補助金を交付し、4団体が講座を実施した。 ・武蔵野市男女平等推進審議会を設置し、第四次男女平等推進計画の令和4年度分の実施状況評価を行った。 ・男女平等推進センター企画運営委員会と協働して「男女共同参画フォーラム」等、第四次男女平等推進計画に沿った事業を実施した。 施策(3)庁内推進体制の整備 ・男女平等庁内推進会議、同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理を行った。 ・第四次男女平等推進計画に関する推進状況調査を行い、男女平等推進審議会に報告したほか、HPで公表した。 ・職員を対象とした男女平等研修や、ハラスメント防止研修を実施した。 施策(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実 ・女性総合相談、女性法律相談、にじいろ電話相談を実施した。 ・市民団体等と連携を図りながら講座等を企画・実施し、男女平等意識の醸成を図った。 ・講座参加者に、講座、相談事業、図書等の情報提供を行った。 施策(5)男女平等推進情報誌等の発行と周知 ・男女平等推進情報誌まなこを3回発行した。ヤングケアラーなど時宜を得た内容であった。市報等で広したほか、講座やパネル展等の機会に合わせて、まなこを配架するなど認知度向上に努めた。	

基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策2	男女平等の視点に立った表現の浸透	○
施策(1)	メディア・リテラシーの向上	○

男女平等推進審議会の講評	
・地域自由大学正規科目としてメディアリテラシーに関する講座を実施した。 ・「学習者用コンピュータ活用指針」を作成したほか、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室などの機会に、家庭・地域の方も招き、学習者用コンピュータをよりよく使うにはどうしたら良いか考える取組を進めた。まなこ119号で「メディアとジェンダー」を特集した。 ・子どもたちが、昔よりも性に関する情報に多くさらされていることに留意しつつ、加害者にも●被害者にも、傍観者にもならない教育について取組の充実を図りたい。 ・主に市報作成において、各課の原稿が適切であるかを確認しながら発行した。また、庁内研修会で「男女平等の視点に立った市刊行物の表現の手引き」を使用し、各課の原稿作成における留意点を周知した。	